

実地指導結果

サービス種別：居宅介護

令和4年12月31日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
有限会社ケアネットサービス	室戸市	ホームヘルパーステーションあんず	R2.11.17	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得た記録がないことが認められた。 2 支給決定障害者等の受給者証に、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していない事例が認められた。 3 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を当該支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 4 運営規程に実態と相違する事項（営業時間及び通常の事業の実施地域）が認められた。 5 重要事項を掲示していないことが認められた。 6 一部の従業者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。 7 居宅介護計画について整備していない事例が認められた。 8 居宅介護計画に派遣される従業者の種別を記載していないことが認められた。 9 居宅介護サービス費の額の算定に当たり不適切な事例（初回加算を算定しているにもかかわらず、新規に居宅介護計画を作成したことが確認できない）が認められた。 	改善済	
合同会社きざし	土佐市	ヘルパー事業所きざし	R2.11.5	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止等のための必要な体制の整備を講じていないことが認められた。 2 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を当該支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 3 提供する指定居宅介護の質の評価を行っていないことが認められた。 4 居宅介護計画を作成していない事例が認められた。 5 勤務表を作成していないことが認められた。 6 重要事項を掲示していないことが認められた。 7 従業者及び管理者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。 8 居宅介護サービス費の額の算定に当たり次の（１）及び（２）のとおり不適切な事例が認められた。 （１）サービス等利用計画が確認できない及び居宅介護計画を作成していないにもかかわらず、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合の居宅介護サービス費を算定 （２）次のアからウにもかかわらず初回加算を算定 ア うえの（１）に該当し、居宅介護サービス費を算定できない イ 新規に居宅介護計画を作成した利用者でない ウ サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行っておらず、また、当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行していない 	改善済	
特定非営利活動法人しあわせ	土佐市	ヘルパーステーションさくら	R3.2.9	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止等のための責任者の設置その他必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 2 居宅介護計画を作成していない事例が認められた。 3 運営規程に実態と相違する事項（通常の事業の実施地域）が認められた。 4 居宅介護サービス費の額の算定に当たり次の（１）及び（２）のとおり不適切な事例が認められた。 （１）サービス等利用計画が作成されていない及び居宅介護計画を作成していないにもかかわらず、家事援助が中心である場合の居宅介護サービス費を算定 （２）うえの（１）に該当し、居宅介護サービス費を算定できないにもかかわらず、初回加算を算定 	改善済	